

# 西区からのお知らせ

## 「子育てサロン」に遊びにおいでよ

親子で遊びを楽しむ場です。親子同士の気軽な集いや子育てサークルづくりも行っています。保育士に子育ての悩みも相談できます。

**曜日・時間・会場** 左表参照。

**対象** 0歳から就学前までのお子さんと保護者の方、これから親になる方、そのほか、地域の方、ボランティア。

**費用** 無料。

※小学校の長期休暇中（春・夏・冬休み）はお休みになります。

【詳細】西区保健福祉サービス課子育て支援担当TEL(641)2400 内線484

0 内線484

曜日	児童会館	住所	時間
月	西野児童会館	西野7-3	午前10時～11時30分
	発寒児童会館	発寒7-7	午前9時45分～11時15分
火	八軒児童会館	八軒7東1	午前10時～11時30分
	平和児童会館	平和1-5	午前9時45分～11時15分
水	二十四軒児童会館	二十四軒4-3	午前10時～11時30分
	宮の沢児童会館	宮の沢1-5	午前9時45分～11時15分
木	八軒北児童会館	八軒8西6	午前10時～11時30分
	発寒北児童会館	発寒13-4	午前9時45分～11時15分
金	山の手児童会館	山の手6-5	午前10時～11時30分
	手稲東児童会館	西町北10	

## 引っ越しの際は、 届け出をお忘れなく！

- 印は、西区役所に届け出
- 印は、転居先の区役所に届け出
- \*印は、届け出時に持参する物

【詳細】西区役所  
TEL641-2400(代表)

届け出項目	転出(西区から市外へ)	転居		窓口	担当課
		市内(西区から他区へ)	区内		
住民票	●転出届(転出証明書の発行) *身分を確認できるもの	■転入・転居届(転出後14日以内に届出) *身分を確認できるもの	西区内の転居の場合はすべて西区役所に届け出することになります。(手続きは「市内」と同様)	1階	戸籍住民課
印鑑登録カード	●印鑑登録証の返還 *印鑑登録証	・転入・転居届で自動的に住所変更			
原動機付自転車(125CC以下)	●廃車届(廃車証明書の発行) *標識交付証明書 *運転免許証 *ナンバープレート *印鑑	・転入・転居届で自動的に住所変更		2階	課税課
固定資産税	●土地・家屋の所在する市区町村へ連絡	・転居届で自動的に住所変更			
国民健康保険	●脱退手続き(保険証の返還・14日以内) *保険証 *納付通知書	■住所変更の手続き(14日以内) *保険証 *身分を確認できるもの	3階	保険年金課	
国民年金加入者	・第1号被保険者と任意加入者の方は、転出先の市町村でお問い合わせ	・第1号被保険者と任意加入者の方は、転入・転居届で自動的に住所変更			
国民年金受給者	・転出先の市区町村に備え付けのはがきにより、社会保険事務所あて郵送	・転出先の区役所に備え付けのはがきにより、社会保険事務所あて郵送			
介護保険	●脱退手続き(保険証の返還・14日以内) *保険証 ・要介護認定を受けている方(申請中も含む)に受給資格証明書を西区が発行	■住所変更の手続き(14日以内) *保険証	4階	保健福祉サービス課	
各種減額等認定証等	●減額等認定証等の返還 *減額等認定証等	■住所変更の手続き(14日以内) *減額等認定証等			
身体障害者手帳療育手帳	●福祉タクシー利用券などの返還 ●心身障害者福祉乗車証の返還 ●療育手帳の返還 ・身体障害者手帳は転出先で住所変更の手続き *身体障害者手帳	■身体障害者手帳の住所変更の手続き *身体障害者手帳 ■療育手帳の住所変更の手続き *療育手帳			
特別障害者手当障害児福祉手当経過的福祉手当	・転出先の市町村で住所変更の手続き	■住所変更の手続き ・身体障害者手帳、療育手帳の住所変更手続きと同時			
児童手当	●消滅届 *印鑑	・転入・転居届で自動的に住所変更	*手当証書		
児童扶養手当	●住所変更の手続き *手当証書	■住所変更の手続き			
特別児童扶養手当	・転出先の市町村で住所変更の手続き	・転入・転居届で自動的に住所変更			
各種医療費の助成	●受給者証の返還 *受給者証	■住所変更の手続き *受給者証	*在学証明書 *教科書給与証明書		
転校(小・中学校)	・現在の学校から在学証明書と教科書給与証明書をもらい、転出先の市町村へ提出 *在学証明書 *教科書給与証明書	■転入・転居届を提出し、入校票を受け在学証明書と共に学校に提出 *在学証明書			
水道・下水道	・水道局電話受付センター(TEL211-7770 FAX211-7777)へ転出・転入・転居の連絡				

※上記に掲載したのは主な届け出項目です。転出・転入・転居の届け出の際、区役所戸籍住民課で、手続きを記載した一覧表をお渡しますので、手続き漏れがないようご確認ください。詳細については各担当課にお問い合わせください。